第一条の二中「法」を「次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第一条の三を第一条の二とする。

第二条中「第一条の二」を「第一条」に改める。

第二条の二中「第一条の三」を「第一条の二」に改める。

様式第一号中「第一条の二」を「第一条の二」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正）

第十六条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する支給認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）に通う児童であって、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業（事業の実施に要する費用に係る国又は地方公共団体の補助（以下「事業実施補助」という。）を受けているものに限る。）又は児童福祉法施行規則（昭和二十二年厚生省令第十一号）第三十六条の三十五第二号に規定する幼稚園型一時預かり事業を利用しているもの

ロ　幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を行う事業であって、事業実施補助を受けているものを利用している児童

ハ　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものを利用している児童

ニ　支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又はロに規定する事業若しくはハに規定する施設を利用することができる児童

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主からの委託」を「事業主から委託」に改め、「受けて当該」の下に「事業主が雇用する」を加え、同号ロ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主団体からの委託を受けて当該」を「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する」に改め、同号ハ中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその」を「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の」に改め、「構成員の」の下に「監護する」を加え、「当該組合等からの委託を受けて当該」を「同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の」に改め、同号ニ中「顧客の」の下に「監護する」を加え、同号へ中「保育所以外の」を削り、同号に次のように加える。

ト　病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数

第八条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第十八条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第五号中「第七十八」を「第七十八条」に、「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号」に改める。

附則に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第五条　平成二十六年経過措置政令附則第二項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第三号	第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第四号	第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第五号及び第六号	五　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号 六　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三十八条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号	七　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）